



今回の表紙は、9月1日に開催した「なくそう!官製ワーキングプア・第5回反貧困集会」。5回目を迎え、ややマンネリ化したことは事実だが、「垣根を超えた交流」が確実に定着している。現場の非正規労組員だけでなく、圧倒的多数の組合未加入非正規労働者に、どう運動を広げていくのがこの集会の共通の目標であり、そのための社会問題化、可視化が重要である。(白石孝、写真は東京公務公共一般提供)

目次

特集1：なくそう!官製ワーキングプア・第5回反貧困集会

集会のあらまし、寄せられた官製ワーキングプア川柳	白石 孝	2
--------------------------	------	---

報告1：2012年総務省調査を読む～東京編	本多伸行	3
-----------------------	------	---

報告2：TPPで労働市場や公契約制度がどう変わる?	金靖郎、上林陽治、小畑精武	8
---------------------------	---------------	---

特集2：非正規公務員の雇い止め訴訟に展望はあるのか

義務付け訴訟を展望する	上林陽治	12
-------------	------	----

臨時職員問題で中労委が命令	編集部	15
---------------	-----	----

掲示板、編集後記	白石 孝	16
----------	------	----

集会のあらまし、寄せられた官製ワーキングプア川柳

標記集会は9月1日午後1時から4時30分まで、東京しごとセンター地下講堂で開催され、約120名が参加した。集会に先立って「メトロレディブルース～東京メトロ売店・非正規女性のたかい」（全労協全国一般東部労組メトロコマース支部、制作はビデオプレス、26分）を上映した。

開会冒頭、時間の関係から最初のひとことリレートークとして「①最高裁で闘うぞ～茨城県雇止め訴訟報告」を原告がアピールし、次いで「模擬団交・記者会見～ブラック自治体都庁を変えよう！じゅじゅじゅの巻」が東京公務公共一般劇団によって上演された。

なお、司会は荒川区図書館労組・岩淵、東京都消費生活相談員ユニオン・玉城が務めた。

以下、発言など内容を紹介する。

○報告パート1

- ①都庁徹底解剖～総務省2012年調査から（集会実行委本多、安田）*本誌P3～7に掲載
- ②公務員なのにボーナスも退職金もな～い？！ボーナスを出せって要求しました。（港区職労、荒川区図書館非常勤労組）

○報告パート2

- ①首にしたって問題な～い～役所は解雇天国～雇用年限で解雇自由の自治体って？（集会実行委・山下）
- ②特別報告1 郵政は限定社員がお好き（郵政産業ユニオン・丹羽）
- ③特別報告2 大学教員は非正規だらけ、首もし放題（首都圏大学非常勤労組・今井）

○ビデオメッセージ～事前に収録した映像を会場スクリーンで上映した

- ①韓国ソウル市における非正規職政策（イ・ナムシン非正規労働センター所長）
- ②なくそう！官製ワーキングプア大阪実行委員会（吹田市訴訟原告、大阪集会実行委員）
- ③富山県の女性差別賃金訴訟支援集会実行委員会

○ひとことリレートーク～私は泣き寝入りしないで、声を出しました！

- ②杉並訴訟原告、③遠州連帯ユニオン、④郵政訴訟原告、⑤国公一般、⑥連帯板橋パート、⑦中野区打越保育園ビジョン争議原告、⑧大震災被災非常勤職員

○官製ワーキングプア川柳

<選者・評者>乱鬼龍

<天>非正規と正規を分ける深い河

<地>非正規を増やしスリム化自慢する

<人>終電に干物みみたいな労働者

<五客>半額の弁当ひとつ譲り合い、正規でも末は窓際追い出し部屋、人間をやめさせようと世が動き、生き様を乱されているアリの列、イクジイに任せて列に戻るアリ

<十秀>消費税分だけ足りず飯を抜き、履歴書の空白期間だけが増え、毎日をクビの不安と同居する、200万ライン届かず保護もない、非正規が正規社員を食わせてる、目の前のにんじん日増しに痩せてゆき、ホームレス明日は我が身の綱渡り、非正規が辞めて品質非正規に、正規より仕事負けぬが給与負け、社長よりパートが対応上手くいく

○特別企画：TPPと公共調達・公契約条例

①パルシステム労協・金 ②上林 ③小畑

*本誌P8～11に掲載

集会終了後、会場内で名刺・資料交換など参加者同士が相互交流できる場を設定した。

<交流会>

閉会后、近隣にある東京清掃労組のSKホールをお借りし、大交流会を開催、約35名が参加した。（午後5時20分から7時30分）

この交流会も参加者や実行委員間の交流を促進する場として極めて有意義である。運動の交流、前進が5年の積み重ねとともに深められている。会場をお貸しいただいた東京清掃労組に感謝。

<集会賛同>

全統一労組、連帯・板橋区パート、連帯・杉並、荒川区図書館労組、東京都学校事務職員労組、大田区職労、豊島区職労、小畑精武、岩田哲夫、和田弘子、国公一般、東京公務公共一般、全日建連帯労組、港区職労、自治労越谷市職、均等待遇アクション21、橋本武朋、望月正元、仲村宮子、公共一般世田谷支部、荒川区職労、吉村正、関西合同労働組合、江戸川区職労、乱鬼龍、浅井真由美、墨田区職労、自治労連東京ほか。集会を開催するうえでの物心両面のご支援に感謝したい。

2012年総務省「臨時・非常勤(全国)」調査」を 東京から検証する～2008調査との比較も兼ねて

本多伸行（港区職労、当会理事）

<編集部コメント>

2012年総務省調査は、12年4月1日を基準日に全国すべての公共団体を対象に調査を実施、13年3月29日付で公表された。調査対象は、1週間当たりの勤務時間が19時間25分以上、任用期間が6ヶ月又は6ヶ月以上となることが明らかな職員となっている。したがって、4月1日あるいは4月が勤務空白とされていたり、6か月未満の任用を繰り返す、週当たり勤務時間が上記以下などの非正規公務員は集計からはみ出ているので、実数はこれを上回ることは間違いない。

ただ、設問が詳細でなおかつ活用できるものとなっているので、調査票を入手し、分析することで、運動にも反映できると判断し、私たちは08年調査でも情報公開請求で調査票を入手、分析した。その一端は日本評論社刊『なくそう！官製ワーキングプア』（10年5月）にも収録している。

前号までは山下理事が全国調査を08年・12年比較として掲載したが、今回は都道府県段階での分析として本多理事が執筆した。

また、東京だけでなく、北海道、大阪、沖縄でもすでに公開請求済みで、さらに多くの府県での取り組みを促進するための参考例として掲載した。また、公開されたデータがCDコピーとなり、コピー代がかからず、分析にも便利になっていることも付記する。

1 はじめに

総務省は、2012年4月1日を基準日として全国すべての自治体を対象に「臨時・非常勤調査」を実施した。この調査は自治体が個票に記入し、都道府県が中間集約し、それを総務省が最終集計している。08年の調査に続く2回目。

集計結果からは隠れていた実態が見えてくる。また、設問には総務省の認識がよく表れており、その回答には自治体の本音がよく表れている。そして、以下に見るように、情報公開請求しなければ検証できない東京集計と各自治体の回答個票には、よりリアルな情報とデータが満載されている。

<本多註>（ ）内は前回08年調査時の数。※職種区分には、事務補助員、看護師、保育士、給食調理員、清掃作業員、消費生活相談員がある。

2 人数を検証する

(1) 都内の臨時・非常勤は総数48,436人

東京都が16,281（15,514）人、23区20,597（17,236）人、26市11,205（10,425）人、13町村353（440）人で合計48,436（43,619）人となっている。これは、全国臨時・非常勤603,582人の12.5（9）%にあたる。例えば、区部のトップは世田谷区2,773（足立区1,514）人、市部のトップは町田市1,232（府中市1,126）人である。ここには、単純に臨時非常勤の増減だけではなく民間委託による縮小（整理解雇）が垣間見える。

任用区分で見ると、地公法3条3項3号任用の特別職非常勤職員は、都が16,281（15,514）人、23区が17,283（15,165）人、26市が6,871（6,282）人、13町村が156（79）人で、合計40,591（37,040）人である。

地公法22条の臨時職員は、ナント！都がゼロ。他に千代田区、中央区、新宿区、文京区、品川区、目黒区、福生市、6町村（中央区、新宿区、文京区、墨田区、目黒区、練馬区、福生市、他5町村）でもゼロと回答されている。23区が3,314（2,071）人、26市が4,071（4,086）人、13町村が192（359）人で、合計7,577（6,516）人。

地公法17条任用の一般職非常勤任用（この調査で初めてメジャーな扱いとなった）は多摩市263（57）人と利島村5人（小笠原村2人）の2自治体268（59）人で、都と区はゼロとなっている。

(2) 都・23区には「隠された臨時職員」がいる

全国では4割を占める臨時職員が都ではゼロ、23区で19（12）%である。これは、社会保険の適用や年休付与逃れのための偽装で2ヶ月・3ヶ月・5ヶ月という細切れ雇用を行っているために「6ヶ月以上の任用に限る」としている総務省調査の対象に入らないからだ。

※1 臨職職員の任用原則は「1年以内に廃止が予定される臨時の職に任用」(条例準則)であるが、雇用中断・配置換え・人のすげ替え(使い捨て解雇)等の脱法運用が横行している。ただし、安易に「地方公務員法22条違反」と規定するのは危険である。同条別項には「規定違反は任用取り消し」との明文がある。「不利益を生んだ誤任用」として運用的救済を求めよう。

※2 東京都港区では2000年度に長期臨職の希望者全員を特別職非常勤に切り替えた。千葉県市川市では08年度に長期臨職全員を一般職非常勤に切り替えた。

※3 今回調査では全国のフルタイム臨時職員は132,262(110,956)人。それは臨時職員の半数(半数)、全臨時・非常勤の2割(2割)を占める。かつて主流だった「臨職の正規職員化」の条件は失われ激減している。また、フルタイム臨職はパート労働法適用や「短時間公務員制度」創設でも救済されない。

(3) 都内での一般職非常勤の不在

全国では2割で約13万人を占める一般職非常勤が都内には268(59)人である。都内の自治体でも多くの非常勤が一般職業務についているが一律に特別職として任用されている。そして、これが地公法の身分保障や国の非常勤制度改善の波及を阻む口実にもなっている。東京都港区の非常勤昇給制度にストップをかけた東京都の通知(07年10月19日)には、その根拠として「(特別職非常勤は)恒久的でない職または常時勤務することを要しない職であり、かつ、職業的公務員の職でない点において、一般職に属する職と異なる」という旧自治省通知(1960年7月28日)が引かれている。これを言い換えると、一般職非常勤は恒久職や職業的公務員として扱われるということになる。

3 人数以外にも重要な情報が満載

調査項目には、注目すべき任用・更新・賃金・休暇についての回答選択肢がある。回答は職種ごとにまとめられている。以下にポイントを挙げる。

(1) 活用する理由

回答選択肢は12項目あり、その中に以下3点の注目すべきものがある。

- ①人材不足だが常勤採用は困難

- ②職員の新たな配置が必要だが常勤の定数枠が不足

- ③人件費削減

この選択肢には総務省の「臨時・非常勤は常勤職員の代替で同一(価値)労働させているか?」との本音が出ている。

●特別職非常勤についての回答を以下にまとめる。

- ①5区、3市、3町村 ②6区、4市、3町村
- ③都、6区、11市、1町村

●臨時職員についての回答は以下の通り。

- ①7区、5市、5町村 ②4区、4市、4町村
- ③2区、13市、5町村

(2) 職務内容

回答選択肢は、以下の通り。①には「臨時・非常勤が常勤職員の代替で同一(価値)労働を担っているか?」との本音が出ている。

- ①常勤が従事する業務と同種の本格的な業務
- ②補助的・定型的な業務
- ③特定の経験・知識等を必要とする業務

●特別職非常勤についての回答を以下にまとめる。

- ①都、6区、10市、3町村 ②11区、12市、2町村
- ③都、23区、25市、6町村

●臨時職員についての回答は以下の通り。

- ①2区、2市、3町村 ②17区、24市、8町村
- ③5区、6市、5町村

(3) 臨時職員の任用期間

例えば臨時職員(事務補助)の雇用単位期間は多くが6ヶ月だが、その他は以下の通り。

※都、6区、3市、6町村は回答せず。

2ヶ月/渋谷区、立川市、三宅村

3ヶ月/台東区、荒川区、小金井市、神津島村

11か月/府中市

(4) 特別職非常勤(保育士)の、再度任用(更新)の可否と雇用年限

●更新不可の回答はゼロだが、以下は回答せず。

中野区、八王子市、青梅市、昭島市、日野市、福生市、東久留米市、武蔵村山市、新島村と小笠原村以外の11町村。

●雇用年限は10区、11市、2町村にありその年数と自治体は以下の通り。

3年/文京区、小平市、

5年／都、中央区、新宿区、大田区、世田谷区、豊島区、北区、足立区、三鷹市、町田市、小金井市、東村山市、国分寺市、多摩市、羽村市、西東京市、利島村、小笠原村

6年／杉並区、

7年／目黒区、東大和市

10年／国立市

(5) 特別職非常勤（保育士）の、同一人の再度任用を可能とする理由

やはり、注目すべきは以下の回答選択肢である。

- ①勤務成績良好であった者を引き続き勤務させるため
- ②専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり人材確保が困難であるため
- ③業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人員確保が困難であるため
- ④担当業務(又は行政事務)に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため
- ⑤改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため

総務省は、「人材確保困難」「習熟者の更新は効率的」「募集・選考・試験は負担」で長期雇用が必要という自治体の本音を理解している一方で、雇用年限の現実をつかまうとしている(かつて総務省は、一定年数の雇用を約束する雇用年限には否定的であった)。

回答は以下の通り(※は雇用年限あり)。

- ①13区、9市
- ②墨田区、江戸川区、府中市、調布市、※町田市、清瀬市、※多摩市、稲城市、※羽村市、あきる野市、※新島村、※小笠原村
- ③渋谷区、練馬区、立川市、東村山市
- ④※都 ⑤なし

(6) 特別職非常勤（事務補助）の週の勤務時間

23区では最高が週31時間(渋谷区、杉並区、練馬区)で、おおよそ“常勤の3/4”に収まっているが(厳密には週29時間)、市町村では、週38.45時間(奥多摩町)、週37.5時間(狛江市)、週35時間(武蔵野市、清瀬市、武蔵村山市、羽村市)、週33.75時間(稲城市)、週33.62時間(国分寺市)という長時間勤務がある。

因みに、共済組合適用基準で退職手当条例(準則)の適用基準でもある【1日フルタイム+月18日以上+1年以上勤務】を週にならすと、1日フルタイムが8時間勤務なら週33.23時間、1日フルタイムが7時間45分なら週32時間19分である。

(7) 基本額以外の報酬

特別職非常勤は事務補助職員に絞られている。ポナナスとして回答されているのは小平市の「第一種付加報酬」(年3回)、東村山市の「報酬加算」(6/1.12/1)

(8) 報酬・給料の設定の考え方

ここでも、総務省は以下の現実的な回答選択肢を設けている。

- ①同一又は類似の職務を行う常勤職員の給料額との均衡を考慮
 - ②地域で同一又は類似の職務を行う民間労働者の賃金との均衡を考慮
 - ③地域の最低賃金又は地域の最低賃金に一定額を上乗せして設定
- *回答の検証は時間切れで省略

(9) 再度任用時の報酬・給料等の考え方

ここでの回答選択肢には驚かされる

- ①再任用により職の位置付けが変わることがないので変更なし
 - ②再任用する際に能力・経験等を勘案して、より上位の職に任用した場合に報酬も増額
 - ③同一の職種に従事した経験年数を勘案して報酬を増額
 - ④当該職に必要な能力を一定の評価基準(人事評価、資格の有無等)で評価して報酬を増額
- なお、②は荒川区の非常勤昇任報酬制度であり、③は港区が都の妨害をはねのけて創設した非常勤報酬の経験加算方式である。④は人事評価制度による昇給制度である。

<回答の検証は時間切れで省略>

(10) 休暇

特別職非常勤の集計は事務補助職員に絞られている。ここでの回答の検証は病気休暇に限る。

病気休暇制度を設けているのは13区、14市、1村で、有給扱いがあるのは6区(千代田、文京、江東、

大田、杉並、荒川)

(11) 「長期にわたって繰り返し任用されている事例」

これは今回初めて設けられた項目である。

区部では34件挙げられ、20年間以上は34年間（豊島区）、27年間（品川区）、26年間（中央区、墨田区2件）、24年間（荒川区）、23年間（中野区）となっている。市部では16件挙げられ、20年間以上は24年（国立市）、22年（多摩市）。

4 東京都の回答個票を詳細に検証する

(1) 人数とその内訳

1) 東京に働く非常勤は16,281人

前回2008年調査では東京に働く非常勤は15,514人であったから767（5%）人の増。

職種区分の内訳は、教員/講師6,765人42%（前回6,949人）・一般事務2,227人14%（2,389）・医師1,533人9%（1,636）・医療技術305人（280）・技能労務410人（554）・技術職員305人（253）・保育士等228人（116）・看護師等226人（284）・その他。

部門区分の内訳は、教育部門6,762人41%（6,673人）・一般行政部門（福祉関係含む）4,528人28%（4,701）・警察部門3,073人19%（2,722）・消防部門1,389人9%（559）・公営企業部門529人3%（859）

2) 知事部局の局別内訳

今回初めて知事部局の局別の内訳を請求した。

福祉保健局1,819人40%・病院経営本部1,453人32%・主税局280人6%・建設局203人5%・産業労働局192人4%・生活文化局190人4%・総務局105人2%・環境局87人2%・都市整備局60人・港湾局42人・中央卸売市場39人・財務局19人・スポーツ振興局6人・知事本局6人・会計管理局4人・青少年/治安対策部2人、計4,507人（都全体の28%）。

3) 東京都には臨時職員と一般職非常勤は1人もいない

この調査は、①「任期が6ヶ月以上又は6ヶ月以上となることが明らか」（前回同様）、②「週19:25h以上の勤務」（前回週20h以上）を対象としている。

東京都の臨時職員雇用は2ヶ月単位で更新が1

回で、これを雇用中断と履歴書再提出で偽装して長期雇用している。だから、この調査では「カウント外」とされてしまう。なお、東京都は2008年の総務省のヒアリングに「臨時職員は1,235人いる」と答えている。

4) 東京都の非常勤は、男64%：女36%

この比率は異例であり全国集計では74%が女性である。前回調査では東京都は男60%・女40%であった。これは、多くの常勤定年退職者を再任用（地公法第28条の4・5）の外に、一般の特別職非常勤（地公法3-3-3）と混合して再雇用しているためであると思われる。以上から何が言えるか？

①総数767人の増加ではその内訳が興味深い。全体が5%増であるのに対して警察部門（13%）と消防部門（148%）の伸びが突出している。ここに一般の非常勤採用があるとは思えず、常勤再雇用が占める割合の高さが窺える。また、女性の率が4%減っていることも常勤男性再雇用の参入を窺わせる。

②常勤の定年再雇用は老齢年金満額受給の65歳までとなる。それは後に定年退職者が順番待ちしていることから当然である。だからここでは通算5年の雇用年限が必要となる。これが、まったく事情の異なる一般の非常勤に拡大適用されるところに不当性の核心がある。

③常勤再雇用と一般の非常勤雇用は分離して組み立てられるべきである。港区もそうしているが、常勤再雇用と一般の非常勤雇用の制度的作りは全く別とするべきである。そうしなければ、常勤再雇用が一般の非常勤の職を奪い、5年の雇用年限が不当に拡大適用されてしまう。言うまでもなく、ここでは当然に常勤労働組合の姿勢が問われる。

(2) 非常勤雇用の理由・考え方など

1) 非常勤雇用の目的は「人件費の削減」

「非常勤を活用する理由は？」の設問には、「業務の内容」、区分では「フルタイムで従事することを必要としない（職）」「特定の知識・資格等を必要とする専門的な業務」「常勤の欠員の代替え」と答え（択一し）ている。しかし、「組織・人事管理上」区分では、ヌケヌケと「人件費を削減するため」と答え（択一し）ている。